

III 清明会共同生活支援事業部

1) グリーンサム

項目	内 容										
1 事業の内容	<p>障害者自立支援法に規定される「障害者地域生活援助事業・障害者地域生活介護事業」を、入居者が地域において日常生活を営むことが出来るよう、当該入居者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じ、下記業務を適切提供、実施いたしました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 入居者への食事の提供 ② 金銭管理 ③ 健康管理（健診、通院等も含む） ④ 日常生活上の応談・助言等（苦情解決も含む） ⑤ 諸記録の整備 ⑥ 利用者の就労支援 ⑦ 支援費請求業務 ⑧ 入居者負担金等の受領事務 ⑨ その他入居者の日常生活が円滑に進められるために必要な支援（緊急時対応も含む） 										
2 従業者等の定数	<ul style="list-style-type: none"> ① サービス管理責任者 1名 ② 世話人 2名 ③ 支援員 2名（兼世話人） 										
3 利用者の数 茅野市 (東京都練馬区より転出) 男 2名	<table> <tbody> <tr> <td>入居定員</td> <td>4 名</td> </tr> <tr> <td>現 員</td> <td>男性 2 名</td> </tr> <tr> <td></td> <td>女性 0 名</td> </tr> <tr> <td>日中活動</td> <td>Jumpin' (アルバイト) 1 名</td> </tr> <tr> <td>旅館</td> <td>(リ) 1 名</td> </tr> </tbody> </table>	入居定員	4 名	現 員	男性 2 名		女性 0 名	日中活動	Jumpin' (アルバイト) 1 名	旅館	(リ) 1 名
入居定員	4 名										
現 員	男性 2 名										
	女性 0 名										
日中活動	Jumpin' (アルバイト) 1 名										
旅館	(リ) 1 名										

- ・入居定員 4 名中 現在員 2 名を継続する。
- ・入居者お一人は週 2 ~ 3 日旅館でのアルバイトを継続し、年金と併せて、生活をしている。お一人は Jumpin' で非雇用型利用を始め、週 5 日通勤しているが、非雇用型の利用であり、十分な収入にはなり得ていない。（お二人とも収入が激減したことでパチンコ依存症の治療にはよいかもしないが、再び闇金の借金地獄にならないよう気をつけたい。）
- ・お二人とも高齢の域に入り、今後のことを考えると清明会福祉充実計画で計画されている第 2 富士見町グループホーム(仮称)への移行が急がれるところである。
- また、グリーンサムの建物自体も老朽化していることもあり、また一般住宅も兼ねていることから管理人自身の防災への意識が薄く、グループホームとしての基準を満たせなくなっている。早急な対応が求められる。

2) 富士見町グループホーム

項目	内 容										
1 事業の内容	<p>障害者自立支援法に規定される「障害者地域生活援助事業・障害者地域生活介護事業」を、入居者が地域において日常生活を営むことが出来るよう、当該入居者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じ、下記業務を適切に提供、実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 入居者への食事の提供 ② 金銭管理 ③ 健康管理（健診、通院等も含む） ④ 日常生活上の応談・助言等（苦情解決も含む） ⑤ 諸記録の整備 ⑥ 利用者の就労支援 ⑦ 支援費請求業務 ⑧ 入居者負担金等の受領事務 ⑨ その他入居者の日常生活が円滑に進められるため必要な支援（緊急時対応も含む） 										
2 従業者等の定数	<ul style="list-style-type: none"> ① サービス管理責任者 1名 ② 生活支援員（常勤・専従）3名 ③ 世話人（常勤・兼務）9名 										
4 利用者の数	<table> <tbody> <tr> <td>富士見町 3名</td> <td>入居定員 6名</td> </tr> <tr> <td>原村 1名</td> <td>現 員 男性 6名</td> </tr> <tr> <td>練馬区 1名</td> <td>女性 0名</td> </tr> <tr> <td>新宿区 1名</td> <td>日中活動 赤とんぼ利用 1名 (富士見町地域活動支援センター)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>しらかば園生活介護事業利用 5名</td> </tr> </tbody> </table>	富士見町 3名	入居定員 6名	原村 1名	現 員 男性 6名	練馬区 1名	女性 0名	新宿区 1名	日中活動 赤とんぼ利用 1名 (富士見町地域活動支援センター)		しらかば園生活介護事業利用 5名
富士見町 3名	入居定員 6名										
原村 1名	現 員 男性 6名										
練馬区 1名	女性 0名										
新宿区 1名	日中活動 赤とんぼ利用 1名 (富士見町地域活動支援センター)										
	しらかば園生活介護事業利用 5名										

- ・入居者定員 6名中現員 6名を維持している。
- ・入居者の高齢化に伴い身体介護度が高くなつており、身体介助中の転倒事故や、縁内障による強度の視力低下で歩行もままならない方などでてきており、安全の確保が難しくなつてきている。
- ・グリーンサムの利用者には富士見町へ新築するグループホームへの移住の話しを始めているが肝心のグループホーム建設の見通しが全く見えてこず、苦慮しているところ。
- ・今年度はグリーンサムに諏訪広域消防署の重大違反継続検査の立ち入りがあり、指摘事項は3年ほど続けて指摘を受けている、火災自動通報装置の未設置（これまで近い将来にグリーンサムを閉鎖する予定であることを理由に逃れてきていた）及びデールームで使用しているジーテンに防炎表示かないことを指摘され、第二富士見町グループホームの建設の予定もたたないことから、已むなく自火報の設置と不燃表示絨毯の設置を実施している。

3) 令和元年度 清明会共同生活支援事業部 稼働率

(平成 31 年 4 月から令和 2 年 3 月まで)	延べ日数	実利用日数	利用率
清明会共同生活支援事業部	(実稼働日数 366 日) 3,660 日	(稼働率 100%) 2,860 日 前年度比+88 日	78% 前年度比+2%
グリーンサム	(実稼働日数 366 日) 1,464 日	(稼働率 100%) 732 日 前年度比+2 日	50% 前年度比±0
富士見町グループホーム	(実稼働日数 366 日) 2,196 日	(稼働率 100%) 2,128 日 前年度比+120 日	97% 前年度比+5%

- 富士見町グループホームにおいて利用率の伸びが見られた。

これまでウイークデーだけの利用で、週末は自宅で生活していた方が、家庭の事情（主たる介護者が要介護状態になったため）で週末も GH で生活するようになったためだが、近い将来こうなることは予想しており、生活の切り替えにはご本人のそういう抵抗が予想されたが、案外、抵抗なく週末グループホームの利用に移行できた。

次は年末年始や GW の過ごし方の検討を進めたい

- 新コロナウィルス感染防止が叫ばれ始めた最中、マスクも着けずに町内スーパー・マーケット等徘徊して回る入居者の対応に苦慮した。 幸いに年度内は感染したり、させたりすることはなかったものの、ご本人の自覚を促す速急な対策が必要である。
- 将来的な共同生活支援事業部のあり方を検討する中で、世話人、支援員の勤務体制を見直した。

IV 特定相談支援事業しらかば園 事業実施報告

今年度も、福祉サービス等利用計画の作成、計画実施のモニタリング及び継続利用計画を中心に取り組んで参りました。

契約登録者数、しらかば園利用者 89 名、グループホーム利用者 7 名に加え、就労継続支援事業利用者 6 名、その他 4 名の利用があり、それぞれに希望通りの計画を提出し、サービス受給され、希望通りのサービス利用を実現しています。

今年度もモニタリングと継続利用計画策定が中心でした。モニタリングの機会が増え、兼務の相談支援専門員 1 名では限界があり、専従の相談支援員の確保が急務のように思えます。

やはり、現行の報酬単価では、それのみでは事業として成立せず、全国的に見ても特定相談支援事業の事業者及び相談支援専門員の数が減り続けており、特に都心部において顕著な様子です。

本事業に関しましては、収益の問題ではなく、しらかば園利用者の安定した施設生活を維持するためのサービス等利用計画策定を最大の目的として取り組んでまいりましたが、特に障がい児童の計画相談の需要が増えてきており、相談支援事業者は減ってきてているという地域の実情を考えると、しらかば園利用者に特化した相談支援は限界であり、専従の相談支援専門員を配置し、半公益的な事業展開を考えいく必要に迫られているように思います。

「障がい者支援施設しらかば園」から一步離れたところでそれを必要とする障がい者の自己実現の一助となることで、地域に貢献し、延いてはしらかば園の存在価値につなげていかなければと考えます。

V 就労支援事業部「Jumpin'」事業報告

就労支援事業部
就労支援部長 根村 隆司

1 事業部全体

平成31（2019）年度の就労支援事業部「Jumpin'」の組織について、「主たる事業所」「従たる事業所」の2事業所制となっており、事業内容は以下のとおりとなっています。また今年度「移動販売部門」が追加事業となります。

事業所	部門名	作業内容	利用形態
主たる事業所	パン製造部門 1号館	パン等の製造及び販売 (委託販売含む)	・雇用型 ・所外からの通所
	パン製造部門 2号館	災害時用パン缶詰製造 及び販売	
	ジビエ製造部門	ジビエ製品製造販売 及び販売	
	売店業務部門	各種販売業務	
	受託作業部門	受託作業	
	移動販売部門	移動販売	
従たる事業所	受託作業部門	受託作業	・非雇用型 ・原則、園利用者 ・所外からの通所

施設利用について、「主たる事業所」での令和2（2020）年3月31日現在の登録利用者数は13名（年度内に1名が結婚退職、4月1日以降は従たる事業所からの移行採用1名で合計14名を予定）となっています（申請上の定員は20名）。また「従たる事業所」での利用者は、1名が所外からの通所利用で、7名が「しらかば園」からの作業実習となっています。なお職員は5名（除、就労支援部長）となり、内訳は「主たる事業所」で5名、「従たる事業所」は0名（4月1日以降は短時間勤務者1名）となっています。

2 事業報告

各事業内容は上記表のとおりですが、詳細は以下のとおりです。

(1) 主たる事業所（パン製造部門 1号館）

平成28年7月の認可後、凡そ3年半を経過しました。当初の予定とおり出店販売や口コミでの宣伝効果は一定の成果を見込み、出店販売先も月延べ120箇所を展開するに至りました。製造品目も固定のみではなく定期的に新製品の販売を行いつつまた、委託販売を行った結果、販売額は対前年比約22%の増加となっています。

(2) 主たる事業所（パン製造部門 2号館）

災害時用のパンの缶詰について、今年度は製品の試作を多く行いました。また4ヶ月品質保持の検体検査を行い年度末に結果が出たことを踏まえまして、新年度より稼動する予定です。

(3) 主たる事業所（ジビエ製造部門）

前年同様、試作を行いましたが、セシウムの検出や具材との相性等から製品化に至らずまた専門の調理経験職員の退職に伴い、対応できる職員が皆無となつており稼動出来ていません。

(4) 主たる事業所（売店業務部門）

飲料の他、惣菜や菓子等をパンの出店販売時に併売することで売上に寄与しています。去年度までスポット的に弁当の受注販売も行いましたが今年度は行わなかつたため、対前年比約19%減となっています。

(5) 主たる事業所（受託作業部門）

「パン製造部門 1号館」においてパン製造時以外に、「ドライルバーブ」の製品化作業を行いました。製品の加工者欄に当事業所の名が記載されており、長野県アンテナショップ「銀座ながの」で販売されています。また「従たる事業所」で新規に受託している「乾燥レーズン選定作業」を「主たる事業所」においても行うこととなりました。パン製造の空き時間や体調等により配慮の必要な利用者が携わることを目的とします。なお前年度より山梨県内温泉施設の清掃を試験的に週一回実施していましたが、人員配置や時間的な制約を鑑みてコスト的な部分で今年度より辞退しました。

(6) 主たる事業所（移動販売部門）

今年度後半に移動販売車が完成し、富士見町町長をはじめ関係機関ご臨席のもと、出発式を行いました。障がい者雇用の創出、山間部等での買物を希望するが叶わない人々（買物弱者）対策及び1人暮らし世帯の安否確認（見守り支援）を行うことを目的とします。稼動は新年度を予定しています。

(7) 受託作業部門（従たる事業所）

一般企業から「ドライフルーツカット作業」及び「冷凍ゆず選別作業」を継続受託しています。「福祉施設で行う作業」に捉われずに、一般企業と同様に製品の完成度及び納期等には十分に留意しています。結果として、受託作業量の暫時増加が出来ています。また年度後半から新規に「乾燥レーズン選定作業」を受託することとなりました。また山梨県内温泉施設の清掃は週一回実施していましたが、新規事業開始に伴い、人員の再配置を行うことから今年度末にて辞退することとなりました。

3 重点的取り組みの結果及び課題

重点的取り組みの結果として、パン製造は事業開始より3年目での販売数減少を危惧していましたが、先述のとおり販売増となりました。2号館での災害時用のパンの缶詰は完成及び品質保持までに多大なる時間を費やしましたが、新年度より稼動できることとなりました。

移動販売車が完成したことから新たに地域貢献を行えることになり、富士見町や社会福祉協議会等と関係を密にすることで「社会福祉法人 清明会」の存在意義が一層、重要なものと思われます。

原材料や光熱費等の価格上昇や消費増税等の対策については、電気代やガス代の業者再選定を行った結果、対前年比約40%の減額が可能となりまた原材料の納入基準を見直したことで運送料等の値下げが実現しました。

今年度も各職員の連携については職員主導による情報共有や連携等はまだ不完全な状態であったことは否めず、「報告、連絡、相談」の体系（就労支援部長経由か否か）の不徹底が原因の一端であるとも考えられますが今年度、職員の退職が相次いだことから事業運営の一部に滯りが見受けられたこともあり、要因の一つであると思われます。

次年度の課題として、外部要因としての原材料費や運送料等の値上げによる緻密な原価計算やコスト意識を意識し続けていかなければなりません。また「食品衛生法の一部改正」に伴う「H A C C P」の導入、「食品表示法の一部改正」に伴う表示法の見直しなど、事業運営に関わる課題は山積しています。また利用者については、技

能の習得を目的とする反面、経年勤務で一定の技能習得利用者について、本人の希望優先ですが一般企業等への就業支援を視野にいれていかなければなりません。一方で毎年度の事案ですが、職員個々の作業に対しての意識の持ち方があります。就労継続支援A型事業は特異な事業形態であり、製造者、支援員どちらに傾倒してよいものではなくまたジレンマに陥る可能性を考慮しつつも、製造者であり支援員でもあるという立場の意識を確立するため研修や上司（就労支援部長）による状況把握及びフィードバックを密に行うべきものと考えています。同時に新規採用職員に対しての教育を行わなければならないと考えます。熟練した職員が多く退職した部分を受けて単なる補充という視点ではなく、長期に亘り育成を行うことを主眼に全職員が意識し心掛けていけるよう考えます。

結果として、当事業所が地域に根ざした就労の場としての存在意義を継続し続けるためには事業運営や支援方法等、職員各々の銳意努力と協力以外には無いことを心情に持ち続けていきたいと考えます。

VI 諏訪圏域 障がい者就業・生活支援センター事業

1) 就業支援

計画内容	具体的実施状況
<p>1. ワーカー等の配置</p> <p>センターの各種業務を実施するため、主任就業支援担当者1名、就業支援担当者3名（職場定着支援担当者1名、生活困窮者等支援担当者1名を含む）を配置する。また、事務補助を行うため、パートタイム賃金職員を1名配置する。</p>	<p>1. ワーカー等の配置</p> <p>主任就業支援担当者1名（秋山浩樹）、就業支援担当者3名（田之畠久美子、竹内春菜（定着）、酒井志麻（生活困窮者等））を配置した。また、事務補助を行うため、パートタイム賃金職員1名（油井真理子）を配置した。</p>
<p>2. 相談・支援の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 障害者からの相談に応じ、その就業及びこれに伴う日常生活上の問題について、必要な指導及び助言その他の援助を行う。 ○ 事業主に対して障害者の就職後の雇用管理に係る助言等を行う。 ○ 障害者及び事業主に対して、就労継続に向けた定着支援を行う。 ○ 障害者に対して、職業準備訓練及び職場実習をあっせんする。 	<p>2. 相談・支援の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 障害者に対する相談・支援 <ul style="list-style-type: none"> ・支援対象障害者数 447人 ・相談支援件数 3,038件 ・就職件数 62件 ○ 事業主に対する助言 <ul style="list-style-type: none"> ・支援対象事業所数 161事業所 ・相談支援件数 1,048件 ○ 職場実習等のあっせん <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん件数 49件 ○ 主な相談支援内容 <ul style="list-style-type: none"> ・求職活動及び就労に関する相談支援 ・手帳及び障害年金取得に関する相談支援 ・職場定着に関する相談支援
<p>3. 職場定着促進のための在職者の交流活動の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 在職中の対象障害者を対象に、勉強会やグループワーク等で職場での悩み等を話し合う交流の場を定期的に提供し、不適応課題の早期 	<p>3. 職場定着促進のための在職者の交流活動の実施</p> <p>在職者の交流活動を以下のとおり4回実施した。</p> <p>第1回 令和元年8月3日（土）</p>

<p>把握・改善を図り職場定着を促進する。(年4回)</p> <p>4. 就業支援担当者の研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 障害者職業総合センターにおける障害者就業・生活支援センター就業支援担当者研修を受講し、業務に必要な知識・スキルを習得する。(就業支援担当者1名) 	<p>10:00～12:00 場所:諏訪圏域障がい者就業・生活支援センター(諏訪市) テーマ:働くことについて考える 参加者:13人</p> <p>第2回 令和元年9月28日(土) 10:00～12:00 場所:諏訪市総合福祉センター湯小路いきいき元気館 交流ひろば(諏訪市) テーマ:ストレス発散と健康づくり 講師:ラヴィフィットネスコミュニティ大槻和恵氏 参加者:11人</p> <p>第3回 令和元年12月7日(土) 10:00～14:00 場所:諏訪市総合福祉センター湯小路いきいき元気館 会議室2(諏訪市) テーマ:思考整理とプレゼンテーション 参加者:7人</p> <p>第4回 令和2年2月15日(土) 10:00～14:00 場所:カルチャーホームすわ(諏訪市) テーマ:一人で出来る簡単調理 参加者:14人</p> <p>4. 就業支援担当者の研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 障害者職業総合センターにおける障害者就業・生活支援センター基礎研修(令和元年5月21日～24日、於:千葉市、障害者職業総合センター)に就業支援担当者1名が出席し、
--	---

<ul style="list-style-type: none"> ○ 障害者職業総合センターにおける障害者就業・生活支援センター就業支援スキル向上研修を受講し、知識・スキルの向上を図る。(就業支援担当者1名) ○ 障害者職業総合センターにおける職業リハビリテーション研究・実践発表会に参加し、支援技法の習得及び知識・スキルの向上を図る。(就業支援担当者1名) ○ 地域で開催される障害者支援に係る研修に出席し、支援力向上に努める。 	<p>就業支援に必要な基本的知識・スキルを学んだ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 障害者職業総合センターにおける障害者就業・生活支援センター就業支援スキル向上研修(前期:令和元年6月5日～7日、後期:令和元年9月18日～20日、於:千葉市、障害者職業総合センター)に就業支援担当者1名が出席し、ケーススタディ等を中心に、実践的な支援方法、連携方法を学んだ。 ○ 高齢・障害・求職者雇用支援機構における職業リハビリテーション研究・実践発表会(令和元年11月18日～19日、於:東京都江東区、東京ビッグサイト会議棟)に主任就業支援担当者1名が出席し、実践的な支援技法等を学んだ。 ○ 地域及び県内で開催される様々な障害者支援に係る研修に主任就業支援担当者及び就業支援担当者が出席し、支援ツールの活用、支援技法等を学んだ。
<p>5. 経験交流会等の出席</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 障害者就業・生活支援センター別ブロック別経験交流会議に出席し、他のセンターとの交流・情報交換を行う。(主任就業支援担当者1名) ○ 労働局主催の都道府県連絡会議に出席し、同一県内の各センターとの意見交換や事例検討を行い、センター間の連携を強化、支援力の質の向上を図る。 	<p>5. 経験交流会等の出席</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 障害者就業・生活支援センター別ブロック別経験交流会議(東京労働局主催、令和元年11月8日、於:東京都千代田区、九段第三合同庁舎11階 国共用会議室)に就業支援担当者1名が出席し、各センターの所在地域における支援課題等について、他センターとの意見・情報交換を行った。 ○ 都道府県連絡会議に出席し、他センターとの情報共有、事例検討を行った。 (第1回) 長野労働局主催 令和元年6月4日 於:長野労働局 主任就業支援担当者1名及び就業支援担当

	<p>者 1 名が出席 (第 2 回) 新型コロナウイルス感染拡大防止等のため中止</p>
<p>6. 関係機関との連絡会議の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 業務の円滑かつ有効な実施に資するため、労働局、ハローワーク、地域障害者職業センター、自治体、福祉事務所、保健所等の関係機関との連絡会議を開催し、これら機関との連携を図る。(年 2回) 	<p>6. 関係機関との連絡会議の開催</p> <p>連絡会議を以下のとおり開催し、関係機関との情報交換を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ハローワーク連絡会議 <p>日時:5月から隔月に1回、14:00～ 場所:諒訪圏域障がい者就業・生活支援センター 参加機関:ハローワーク諒訪、ハローワーク岡谷、計 7人 議題:障害者雇用の現状と雇用促進について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ハローワーク・特別支援学校連絡会議 <p>日時:5月から隔月に1回、10:00～ 場所:諒訪圏域障がい者就業・生活支援センター等 参加機関:ハローワーク諒訪、ハローワーク岡谷、特別支援学校(2校)、計 6人 議題:新卒者及び既卒者の就職及び職場定着について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 総合支援センター連絡会議 <p>日時:4月から隔月に1回、11:00～ 場所:諒訪圏域障がい者総合支援センター 参加機関:諒訪圏域障がい者総合支援センター、圏域アドバイザー等、計 15人 議題:圏域内の障害者福祉資源及び制度等の情報共有、ネットワーク形成</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 就労支援連絡会議 <p>日時:令和元年 7月 9 日 15:30～ 場所:諒訪市総合福祉センターいきいき元気館 会議室 1 参加機関:圏域内の就労移行支援事業所及</p>

	<p>び就労継続支援A型事業所、総合支援センター(全5事業所)、計7人 議題:事業所の利用状況及び圏域内の障害者雇用の課題について</p>
<p>7. ピアサポート活動の実施</p> <p>○ センターに登録している就労を目指す障害者を対象に、センターの支援により就労及び定着している障害者等を講師等として招へいし、交流会や相談会を開催する。(年4回程度)</p>	<p>7. ピアサポート活動の実施</p> <p>求職者を対象にピアサポート活動を以下のとおり4回実施した。</p> <p>第1回 令和元年8月3日(土) 14:00～15:30 場所:諏訪圏域障がい者就業・生活支援センター(諏訪市) テーマ:在職者及び求職者合同グループミーティング 参加者:8人</p> <p>第2回 令和元年8月21日(水) 10:00～12:00 場所:諏訪市文化センター 第3集会室(諏訪市) テーマ:知的障害者対象就職サポートセミナー 講師:センター登録在職知的障害者2名 参加者:7人</p> <p>第3回 令和元年8月28日(水) 10:00～12:00 場所:諏訪市文化センター第3集会室(諏訪市) テーマ:精神障害者対象就職サポートセミナー 講師:センター登録在職精神障害者2名 参加者:9人</p>

	<p>第4回 令和元年9月28日(土) 14:00～16:00 場所:諏訪圏域障がい者就業・生活支援センター(諏訪市) テーマ:在職者及び求職者合同グループミーティング 参加者:10人</p>
8. 中小企業における障害者支援担当者に対する支援の実施	<p>センター主催としては今年度未実施 (参考) (独)高齢・障害・求職者雇用支援機構長野支部主催、障害者職業生活相談員資格認定講習の意見交換会に参加し、受講者の職場における困難等に対し、助言等を行った。 日時:令和元年9月25日(水) 14:50～16:50 場所:ポリテクセンター松本(松本市) テーマ:職場定着等</p>
9. 生活困窮者等への合同説明会及びセンターが持つノウハウの他の就労支援機関等への移転推進等の実施	<p>9. 生活困窮者等への合同説明会及びセンターが持つノウハウの他の就労支援機関等への移転推進等の実施 合同相談会及び支援調整会議に参画し、関係機関等に対する支援を行った。また、就労支援機関等に対し、研修会を以下のとおり開催した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 合同相談会 <p>第1回 日時:令和元年8月29日(木) 9:00～12:00 会場:駅前交流テラスすわっチャオ(諏訪市) 来場者:1人</p>

程度)	<p>第2回</p> <p>日時:令和元年9月5日(木) 9:00~12:00 会場:湖南公民館第1会議室(諏訪市) 来場者:0人 その他、関係機関等が出席する相談会へ同席(2回)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 支援調整会議 日時:令和元年9月以降、毎月出席 場所:各自立相談支援事業実施機関等 参加機関:6機関 議題:支援対象者の進捗状況、支援プランの策定 ○ ノウハウ移転研修会 第1回 令和2年2月19日(水) 18:00~19:30 場所:諏訪市総合福祉センターいきいき元気館 会議室1(諏訪市) テーマ:障害者とのコミュニケーション手法 参加者:30人 第2回以降は、新型コロナウイルス感染拡大防止等のため中止
-----	---

2) 生活支援

障害者就業・生活支援センター事業報告書

障害者の雇用の促進等に関する法律第30条第2項の規定により、平成31(令和元)年度事業報告書を下記のとおり提出します。

記

センター名称	諏訪圏域障がい者就業・生活支援センター すわーくらいふ		
センター所在地	長野県諏訪市湖岸通り 5-18-23		
担当者職・氏名	管理者 大島良彦		
電話番号	0266-62-7088	ファクシミリ	0266-62-7062
事業期間	平成31年 4月 4日から 2020年(“西暦”年) 3月 31日		
決算額	4,712千円 (収支決算書を添付)		
事業の内容	障害者就業・生活支援センター運営事業実施要項に定められた生活支援事業(就業支援ワーカーと連携し、諏訪保健福祉圏域の障がい者及びその関係者に対し、家庭を訪問する等により、障がい者の地域生活に関する相談に応じるとともに各種福祉サービスの提供に係る援助、調整を行う。		
事業実績	1 支援対象障がい者数	2 相談件数	3 職業準備訓練・職場実習あっせん件数
	4 就職実績	5 その他	別紙「状況報告書」 のとおりです

2) 障害者就業・生活支援センター事業（生活支援等事業）の
利用者及び相談支援の状況報告書

平成31年度
(令和元年度)

実施年度：	令和元年度		
センター名：	諏訪圏域障がい者就業・生活支援センター すわーくらいふ		
生活支援ワーカー氏名	伊藤 春美		

1 障がい種別登録者数（実人数）

身体障がい	知的障がい	精神障がい	発達障がい	その他	合計
4	51	21	5	4	85

登録者うち

視覚障がい	聴覚障がい	高次脳機能障害	難病
0	0	1	1

2 障がい種別相談延べ件数

身体障がい	知的障がい	精神障がい	発達障がい	その他	合計
20	349	128	23	28	548

3 支援方法別相談延べ件数

訪問	来所	電話	電子メール	個別支援会議（ケア会	その他	合計
145	151	178	12	24	38	548

4 相談の内容（複数回答可）

相談内容	延べ件数	割合
福祉サービスの利用	46	7.74%
社会資源の活用	15	2.53%
障がいや病状の理解	66	11.11%
健康・医療	72	12.12%
不安解消・情緒安定	131	22.05%
保育・教育	0	0.00%
家族関係・人間関係	81	13.64%
家計・経済	59	9.93%
生活技術	49	8.25%
就労	55	9.26%
社会参加	6	1.01%
余暇活動	7	1.18%
権利擁護	0	0.00%
その他	7	1.18%
合計	594	100.00%

※ 把握している範囲で結構です。